

## 「岐阜県中学校部活動指針」の策定に当たって

### (1) これまでの経緯

- 岐阜県教育委員会では、平成27年8月から平成28年2月にかけて市町村教育委員会や中学校の代表者、岐阜県中学校体育連盟代表者、有識者等で構成する「岐阜県中学校運動部活動検討会（以下、検討会）」を開催し、運動部活動をめぐる諸課題に対応し、健全な運動部活動を推進していくための運営や指導の在り方等の議論を重ねてきました。
- 検討会を経て、平成28年6月に運動部活動のあるべき姿を描き、運営・指導において必要である又は配慮が望まれる基本的な事項、留意点を整理した「岐阜県中学校運動部活動指針」（以下、運動部活動指針）を策定しました。
- 運動部活動指針では、運動部活動をめぐる課題解決の視点を以下の3点とし、基本方針として位置付けました。
  - ・生徒自らの意思で決定する運動部活動は、教育活動の一環として位置付き、個性や能力の伸長を図るものである。
  - ・教員の部活動指導に対する負担感を軽減し、指導業務のバランスを図ることによって、部活動に対する指導意欲等を高め、生徒が自立して取り組む力を育成するための指導を充実する。
  - ・生徒の自主的・自発的な活動の場の充実に向けて、学校、家庭、地域の役割を明確にした上で必要な連携を図り、地域の特色を生かして取り組む。
- 岐阜県教育委員会は、運動部活動指針の施行計画期間を平成30年度までの3年間とし、各市町村及び学校における進行管理を行うとともに、平成30年3月にはスポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、全国の運動部活動の在り方に関する抜本的な改革方針を示したことや、同年7月には夏季の運動部活動における熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に向けた取組を強化することが急務になったことを受け、運動部活動指針の改定を重ねてきました。

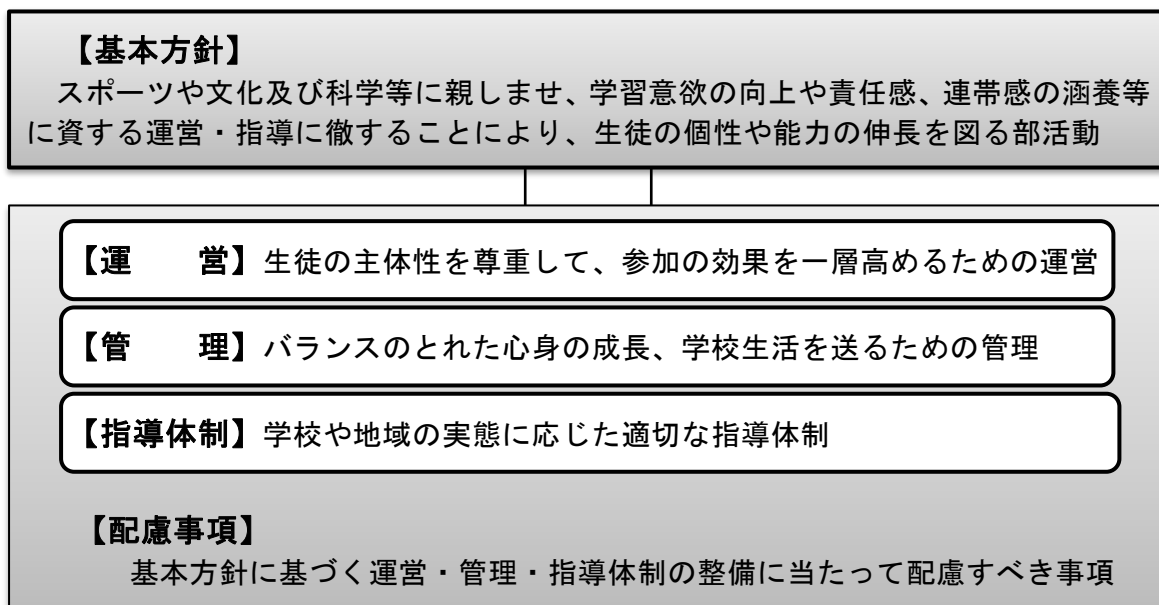
### (2) 「岐阜県中学校部活動指針」の策定の趣旨

- 岐阜県教育委員会は、運動部活動指針策定後3年間にわたり各学校における運動部活動及びクラブ活動等の実施状況調査を実施し、運動部活動指針の進行管理と運動部活動をめぐる課題解決について総括してまいりました。
- その結果、各学校の運動部活動の活動方針の策定及び公開や、適切な活動時間及び休養日の設定、部活動指導員の活用等、運動部活動指針の具現化を進めることによって、運動部活動をめぐる課題解決に一定の効果を果たしていることが明らかになりました。
- 一方で、少子化や教員の働き方改革の影響を踏まえた部活動の在り方等、中学校の部活動をめぐる課題は、ますます複雑化・多様化しており、これまでと同様の運営体制では維持は難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機に直面しています。
- 県内では、既に合同部活動や総合型地域スポーツクラブなどと連携を図った活動、あるいは生徒が希望する部活動の有無を理由に中学校の選択を認めるなど、生徒のスポーツ活動の場を保障するための試みが始まっており、将来においても、学校の教育活動の一環として、生徒の生きる力を育成し、豊かな学校生活を実現させる役割を果たす基盤として、運動部活動を持続可能なものとする必要があります。

- 一方、文化部活動については、運動部活動指針「5－（4）文化系部活動との関連」にて、「本運動部活動指針の基本方針を踏まえて、文化系部活動の運営や指導に当たる。」としているところです。
- 平成30年12月に、文化庁は、運動部活動と文化部活動の区別をすることなく、部活動全体を通じた方針として策定している自治体や学校も見られる状況を踏まえ、運動部活動ガイドラインに定めた内容をベースとして「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定しました。
- 岐阜県教育委員会でも、部活動は「学校教育の一環として」行われるものであることから、今回、文化部活動の特性を踏まえながら、部活動一般の在り方についても留意しつつ、運動部活動指針をベースにして「岐阜県中学校部活動指針」（以下、本指針）を策定することになりました。
- 本指針は、その内容を踏まえて、各市町村教育委員会、学校、指導者（顧問の教員・部活動指導員及び外部指導者）が、学校や地域の実情にも配慮しながら、持続可能な部活動の実現に向けて活動の内容や方法について必要な検討、見直し、創意工夫、改善、研究を進め、それぞれの特色を生かした運営・指導を行うことを願うものです。

### （3）全体構成

- 本指針では、基本方針に基づき、生徒の主体性を尊重し、参加の効果を一層高めるための運営の在り方、バランスのとれた生活や成長のための管理にかかわる活動基準を示すとともに、学校や地域の実態に応じた適切な指導體制の在り方を示しています。



〈注〉 本指針において、運動部活動に限定されることについては「運動部活動」、運動部以外の全ての部活動に限定されることについては「文化部活動」と表記しています。